

指定介護保険事業申請者 様
指定介護保険事業開設者 様

介護保険施設等の新規申請及び施設（事業所）の
所在地の変更時の提出書類について

石川県健康福祉部長寿社会課

日頃より本県の介護保険行政にご協力を賜り厚くお礼申し上げます

さて、指定介護保険事業の申請者は、介護保険法等関係法令を順守することとなっております。

特に、新規に指定介護保険事業を始める際及び、事業を行う施設（事業所）の所在地を変更する際は、施設（事業所）が介護保険法のほか建築基準法、都市計画法、土砂災害防止法並びに消防法の基準に適合する事が必要とされているところです。

このたび石川県では、事業の新規申請時及び施設（事業所）の所在地の変更届時に、「建築物関連法令協議記録報告書」（参考様式）及び確認済証、防火対象物使用開始届等（写）の提出を求め、関係法令に基づく手続の確認を行うこととしました。

つきましては、施設（事業所）の新築・増築・用途変更等を行う前に、必要な手続等について参考様式等により関係機関と事前協議を行った上で、標記書類を県へ提出していただくようお願いいたします。

また、各種申請等を行う前に、必ず、県長寿社会課へ、施設の図面について、介護保険法の基準に合致するか否か、ご相談いただくように併せてお願いいたします。

【新規申請及び変更届時の留意事項】

（建築物が建築基準法に適合すること）

自己所有、賃貸を問わず、建築物は建築基準法に基づく建築確認（工事の着工前に確認をうける）及び検査済証（工事完了検査後に交付される）の交付を受ける必要があります。（確認済証及び検査済証の写しを添付してください）

既存建築物の用途を変更して、事業を行う場合は、用途変更の建築確認を受ける必要がある場合があります。（申請の必要がある場合は、確認済証の写しを添付してください）

（建築物が都市計画法に適合すること）

施設（事業所）を建築（既存建築物の用途変更を含む）する場合には、都市計画法上の開発許可等について確認し、協議調整を進める必要があります。

特に市街化調整区域においては、都市計画法上の立地要件と技術的基準の両方を満たす必要があります、要件を満たさないものは許可されません。

（建築物が消防法の基準に合致すること）

新築・改修等される建築物について、消防署と消防設備・避難設備等について協議調整を進める必要があります。

消防法上の手続き（防火対象物使用開始届等）を確認し、協議を進める必要があります（届出の必要がある際は書類の写しを県へ提出下さい。）

（敷地や建築物が土砂災害防止法に適合すること）

施設（事業所）を建設（既存建築物の用途変更を含む）、所在地を変更する場合には、敷地や建築物において土砂災害防止法上の開発許可や建築確認について確認し、協議調整を進める必要があります。

特に土砂災害特別警戒区域においては、土砂災害防止法上の立地要件と技術的基準の両方を満たす必要があります、要件を満たさないものは許可されません。

（各市町の介護保険事業計画との整合性をとること）

短期入所生活介護事業を開始しようとする事業者は、各市町の介護保険事業計画との整合性について、市町に相談してください。

建築物関連法令協議記録報告書

この報告書は、介護保険施設等の新規申請及び施設(事業所)の所在地の変更がある場合に、以下に記載する都市計画法等の協議について、介護保険の指定手続きの中で、その状況を確認するためのものです。各担当部署との手続き等の状況について記載をお願いします。

1 建築物の概要

- (1)事業所の所在地 _____
- (2)申請者の名称、代表者の氏名 _____
- (3)介護サービスの種類(建築物用途) _____
- (4)工事等の種別 新築・増築・用途変更・その他(_____)
- (5)市街化区域の内外の別等 市街化区域・市街化調整区域・その他

2 都市計画法(開発許可)担当部署との協議記録

協議日時	平成 年 月 日 : ~ :	担当部署 担当者名	(-)
(協議内容)			
開発許可等の要否等	要・否	否の場合、その理由 ()	
(手続き状況及び指導事項)			

3 建築基準法担当部署との協議記録

協議日時	平成 年 月 日 : ~ :	担当部署 担当者名	(-)
(協議内容)			
建築確認の要否	要・否	否の場合、その理由 ()	
増築・用途変更の場合	既存部分の建築確認等について 確認済証交付年月日 確認番号 検査済証交付年月日 検査済証番号		
その他留意事項等			
(手続き状況及び指導事項)			

4 消防法担当部署との協議記録

協議日時	平成 年 月 日 : ~ :	担当部署 担当者名	(-)
(協議内容)			
必要手続きの有無について 有 無 (印を付してください。) (有の場合、別途「防火対象物使用開始届」(所轄消防署の「受付印」と「検査済印(必要な場合)」の押印のあるもの)(写)を県へ提出すること) その他の留意事項の有無について 有 無 (印を付してください。)			
(手続き状況及び指導事項)			

5 土砂災害防止法担当部署(県砂防課又は各県土木事務所)との協議記録

協議日時	平成 年 月 日 : ~ :	担当部署 担当者名	(-)
(協議内容)			
土砂災害特別警戒区域内であるか (内である場合、土砂災害防止法第9条による制限)	内 ・ 外		
土砂災害警戒区域内であるか	内 ・ 外		
土砂災害危険箇所内であるか	内 ・ 外		
(手続き状況及び指導事項)			

(注)上記担当部署との協議に使用した建築図面は、申請内容と同一であること

6 各市町介護保険法担当部署との協議記録 (介護予防 短期入所生活介護事業を開始しようとする事業者のみ)

協議日時	平成 年 月 日 : ~ :	担当部署 担当者名	(-)
(協議内容) 介護保険事業計画との整合性など			
(手続き状況及び指導事項)			

石川県 建築関係法令協議先担当部署一覧表

	建築基準法担当部署		消防法担当部署			都市計画法部署担当		
	担当部署名称	電話・FAX	消防本部名称	消防署名称	電話・FAX	担当部署名称	電話・FAX	
金沢市	金沢市都市整備局 定住促進部建築指導課	076-220-2328 076-220-2134	金沢市消防局	金沢市中央消防署	076-280-5016 076-280-5043	金沢市都市整備局 定住促進部建築指導課	076-220-2328 076-220-2134	
				駅西消防署	076-280-6007 076-280-6095			
				金石消防署	076-280-7012 076-280-7039			
小松市	小松市都市建設部 建築指導課	0761-24-8105 0761-23-6403	小松市消防本部	中消防署	0761-20-1119 0761-23-0119	小松市都市建設部建築指 導課	0761-24-8105 0761-23-6403	
				南消防署	0761-44-2591 0761-44-5586			
加賀市	加賀市建設部建築課	0761-72-7935 0761-72-7212	加賀市消防本部	加賀市消防署	0761-72-0119 0761-73-0382	加賀市建設部建築課	0761-72-7935 0761-72-7212	
かほく市	県央土木総合事務所 津幡土木事務所建築課	076-289-4161 076-288-4608	かほく市消防本部	かほく市消防署	076-283-3585 076-283-4549	県央土木総合事務所 津幡土木事務所建築課	076-289-4161 076-288-4608	
津幡町	県央土木総合事務所 津幡土木事務所建築課	076-289-4161 076-288-4608	津幡町消防本部	津幡町消防署	076-288-3000 076-288-5598	県央土木総合事務所 津幡土木事務所建築課	076-289-4161 076-288-4608	
内灘町	県央土木総合事務所 津幡土木事務所建築課	076-289-4161 076-288-4608	内灘町消防本部	内灘町消防署	076-286-3301 076-286-4447	県央土木総合事務所 津幡土木事務所建築課	076-289-4161 076-288-4608	
能美市	能美市地域振興部 土木課建築住宅室	0761-55-8616 0761-55-4118	能美広域事務組合消防本 部	寺井消防署	0761-58-6320 0761-58-6299	能美市地域振興部 土木課建築住宅室	0761-55-8616 0761-55-4118	
川北町	南加賀土木総合事務所 建築課	0761-21-3333 0761-21-7080	七尾鹿島広域圏事務組合 消防本部	七尾消防署	0767-53-0119 0767-53-3796	南加賀土木総合事務所 建築課	0761-21-3333 0761-21-7080	
七尾市	七尾市建設部 都市建築課	0767-53-8429 0767-52-9288		中能登消防署	0767-76-0119 0767-76-2067	七尾市建設部 都市建築課	0767-53-8429 0767-52-9288	
中能登町	中能登土木総合事務所 建築課	0767-52-7604 0767-52-5104	羽咋都市広域圏事務組合 消防本部	中能登土木総合事務所 建築課	0767-52-7604 0767-52-5104	中能登土木総合事務所 建築課	0767-52-7604 0767-52-5104	
羽咋市	中能登土木総合事務所 建築課	0767-52-7604 0767-52-5104		宝達志水消防署	0767-29-3707 0767-29-4774	中能登土木総合事務所 建築課	0767-52-7604 0767-52-5104	
宝達志水町	中能登土木総合事務所 建築課	0767-52-7604 0767-52-5104		志賀消防署	0767-32-1776 0767-32-3509	中能登土木総合事務所 建築課	0767-52-7604 0767-52-5104	
志賀町	中能登土木総合事務所 建築課	0767-52-7604 0767-52-5104		白山石川広域消防本部 (白山石川広域事務組合)	松任消防署	076-276-1119 076-276-5237	白山市建設部 建築指導課	076-274-9561 076-274-4188
白山市 (旧松任) (旧鶴来) (旧美川) (旧白山ろく)	白山市建設部 建築指導課	076-274-9561 076-274-4188	鶴来消防署		0761-93-2418 0761-93-2519			
			美川消防署		076-278-5337 076-278-6302			
			白山消防署		0761-95-5759 0761-95-5941			
			野々市消防署		076-248-5516 076-246-4468			
野々市町	石川土木総合事務所 建築課	076-272-1535 076-272-1879	奥能登広域圏事務組合消 防本部	輪島消防署	0768-22-0327 0768-22-9266	石川土木総合事務所 建築課	076-272-1535 076-272-1879	
輪島市	奥能登土木総合事務所建 築課	0768-26-2353 0768-26-2351	奥能登土木総合事務所建 築課	珠洲消防署	0768-82-0247 0768-82-0587	奥能登土木総合事務所 建築課	0768-26-2353 0768-26-2351	
珠洲市	奥能登土木総合事務所建 築課	0768-26-2353 0768-26-2351		能登消防署	0768-62-0492 0768-62-0989	奥能登土木総合事務所 建築課	0768-26-2353 0768-26-2351	
能登町	奥能登土木総合事務所建 築課	0768-26-2353 0768-26-2351		六水消防署	0768-52-2011 0768-52-2010	奥能登土木総合事務所 建築課	0768-26-2353 0768-26-2351	
六水町	奥能登土木総合事務所建 築課	0768-26-2353 0768-26-2351						

建築基準法第6条第1項第1号～第3号に関しては、南加賀土木総合事務所建築課